

太田市建設工事等資金貸付条例施行規則

平成17年3月28日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市建設工事等資金貸付条例(平成17年太田市条例第74号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市内業者)

第2条 条例第3条第1号に規定する市内業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 登記簿上の本店が市内にある者
- (2) 登記簿上の本店が市内にない場合には、市内に委任された営業所がある者
- (3) 個人事業者で市内に住所がある者

(貸付資金の限度額)

第3条 条例第5条に規定する貸付資金の限度額は1件当たり3,000万円とする。

(貸付資金の利率)

第4条 条例第7条に規定する規則で定める貸付資金の利率は、年1.5パーセントとする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第5条 条例第8条の規定による貸付資金の利子の計算についての年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(借入申込書)

第6条 条例第9条に規定する借入申込書は、建設工事等資金借入申込書(様式第1号)によるものとする。

(貸付決定通知書)

第7条 条例第10条第2項の規定により、市長が貸付資金を貸し付けることを決定したときは、建設工事等資金貸付決定通知書(様式第2号)によるものとし、貸し付けないことを決定したときは、建設工事等資金貸付不可決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(契約書)

第8条 条例第11条第1項に規定する契約書は、太田市建設工事等資金貸借契約書(様式第4号)によるものとする。

(返済方法)

第 9 条 条例第13条に規定する市長が指定する方法は、太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）第34条に規定する納入通知書によるものとする。

2 建設工事等請負代金は、市の意思表示によって、その支払に代えて、貸付資金及び貸付資金の利子の対等額をもって充当することができる。

(返還命令書)

第 1 0 条 条例第14条に規定する返還命令をするときは、建設工事等資金貸付返還命令書（様式第 5 号）によるものとする。

(虚偽等による指名停止処分)

第 1 1 条 条例第17条に規定する指名停止の処分については、太田市入札審査委員会の審議を経るものとする。

(その他)

第 1 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 3 月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の太田市建設工事等資金貸付条例施行規則（平成13年太田市規則第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

建設工事等資金借入申込書			
			年 月 日
(あて先)太田市長			
借入申込者		住 所 会社名 代表者	⑩
申込金額			円
工事名称			工事
工事請負金額			円
工期	年 月 日から	年 月	日まで

借入申込みをする場合、下欄の証明が必要です。

工 事 進 捗 率 承 認	
設計担当課	
課長	係長
この工事の進捗率については、検査の結果	
%と認める。	
年 月 日	
監督員	
⑩	

様式第2号(第7条関係)

建設工事等資金貸付決定通知書

年 月 日

様

太田市長

太田市建設工事等資金貸付けについて

年 月 日付けで申込みのあった太田市建設工事等資金貸付けは、審査の結果、次のとおり貸付けを決定しました。

なお、年 月 日(注、貸付決定から10日以内)までに、市と貸付契約を締結されるようお願いいたします。その時まで貸付契約を締結されない場合は、貸付決定を取り消しますのでご注意ください。

工事等名	工事
請負金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで

貸付決定番号	第 号	
貸付決定金額		円
貸付利率	年1.5パーセント	
貸付期間	貸付日から工事等請負代金の支払日まで	
返済方法	一括返済	

様式第3号(第7条関係)

建設工事等資金貸付不可決定通知書

年 月 日

様

太田市長

太田市建設工事等資金貸付けについて

年 月 日付けでお申込みになりました太田市建設工事等資金貸付けは、審査の結果、次の理由で貸付けしないことと決定しましたので、お知らせします。

(理由)

様式第4号(第8条関係)

太田市建設工事等資金貸借契約書

貸主太田市長 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、太田市建設工事等資金貸付条例(以下「条例」という。)に基づき、次の条項により金銭消費貸借契約を締結する。

(貸借及び条件)

第1条 甲は乙に対し、条例に基づく太田市建設工事等貸付資金として、1号の貸付対象建設工事等について、2号以下の条件により貸し付け、乙はこれを借り受けた。

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 貸付対象建設工事等名 | 工事 |
| (2) 貸付金額 | 円 |
| (3) 利率 | 年1.5パーセント |
| (4) 貸付期間 | 貸付日から建設工事等請負代金の支払日まで |
| (5) 貸付期限 | 建設工事等請負代金の支払日 |
| (6) 返済方法 | 一括返済 |

(貸付資金の支払時期)

第2条 甲は、契約締結の日から10日以内に貸付資金を乙名義の口座へ振り込むものとする。

(返済方法)

第3条 乙は、第1条第4号の貸付期間満了日までに貸付資金及び貸付資金の利子(以下「利子」という。)を甲の指定した納入通知書により、指定口座に振り込むものとする。

2 建設工事等請負代金は、甲の意思表示によって、その支払に代えて、本契約の貸付資金及び利子の対等額をもって充当することができる。

(変更契約)

第4条 甲及び乙は、条例第11条第3項及び第4項の規定に至ったときは、速やかに本契約に係る変更契約を締結しなければならない。

(変更契約に伴う差額の返済)

第5条 前条において、減額の変更契約により変更契約前の貸付資金の金額と契約変更後の貸付金額に差が生じたときは、乙は、差額となる貸付資金に甲の指定した日までの利子を付し、甲の指定した日までに返済しなければならない。

(返還命令)

第6条 乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が認めて返還命令をしたときは、貸付資金及び利子の全部を甲の指定する日までに返還しなければならない。

- (1) 貸付資金の返済を怠ったとき。
- (2) 甲に対して虚偽の申請その他不正手段により、この貸付資金を借り受けたとき。
- (3) 甲の指示に従わなかったとき、又は条例、同施行規則及びこの契約に基づく規定に違反したとき。

(違約金)

第7条 乙は、貸付資金及び利子を第1条第5号の貸付期限までに返済しないとき、又は前条の規定により甲の指定した日までに返還しないときは、当該貸付期限又は指定した日の翌日から返還の日までの日数に応じ、貸付資金及び利子に対し、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、貸付資金の使用について調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(契約の費用)

第9条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第10条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲)

太田市長

印

借主(乙)(住所)

(氏名)

印

様式第5号(第10条関係)

建設工事等資金貸付返還命令書

年 月 日

様

太田市長

太田市建設工事等貸付資金及び利子の返還について(命令)

年 月 日付け貸付決定第 号で貸付けを行った太田市建設工事等資金貸付
けについて、次のとおり返還を命ずる。

1 返還命令内容

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 対象建設工事等名 | 工事 |
| (2) 返還命令金額 | 円 |
| 内訳 | |
| 貸付資金 | 円 |
| 貸付資金の利子 | 円 |
| (年 月 日から 年 月 日までの 日分) | |
| (3) 返還期限 | 年 月 日 |
| (4) 返還命令理由 | |